

# 最良執行方針

令和6年12月改定  
ワンアジア証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

## 1. 対象となる有価証券

### (1) 上場株券等

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数、金価格等金融商品市場における相場その他の指標に連動する形の投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」。

### (2) 取扱有価証券

当社ではフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」。

## 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

### (1) 上場株券等

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、すべて国内の金融商品取引所に取り次ぐこととし、取引所外売買（PTSの取り次ぎを含む）の取り扱いは行いません。

- ① お客様から委託注文を受託しましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ② 上記①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。
  - (a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
  - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、お客様からの委託注文を執行する時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の店頭でご覧いただけます。）において、対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買が多いとして選定されたものです）に取り次ぎます。なお、選定した具体的な内容は、当社ウェブサイト（<http://www.one-asia.co.jp/>）で掲載するほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

- (c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- (d) 期間を指定した注文をお受けしている期間中に主市場が変更された場合には、原則として当初受注時の市場で執行を継続いたします。
- (e) 制度信用取引につきましては、反対売買を行う時点で主市場が変更されていた場合でも、原則として新規建てと同一市場で執行します。

## (2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には、当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取り次ぎを行おうとする時点の直近において、当該金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては注文をお受けできないものがあります。

## 3. 当該方法を選択する理由

### (1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合は、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

一方、複数の金融商品取引所（PTSを含む）等が提示する最良気配を比較し、より価格を重視することは、お客様にとって最良の執行となり得ると考えますが、このような執行をするためには、システム開発等を行う必要があり、これによりお客様にご負担をいただく手数料等を引き上げる必要が生じるものと考えております。

当社でシステム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとって複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の負担が増大することによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取り次ぎを含む取引所外売買の取り扱いをせず、国内の取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたします。

### (2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

## 4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
  - ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった注文並びに当該ご指示いただいた執行方法
    - ・当該ご指示いただいた執行方法
  - ② 投資一任契約等に基づく取り扱いは致しません（特定同意注文）。

- ③ 取引約款等において執行方法を特定している取引
    - ・当該方法で執行
  - ④ 端株及び単元未満株の取引並びに端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法。なお、条件によって自社が取引に応じることができない場合があります。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上